

○宮崎大学医学部附属病院専門医養成委員会規程

〔平成25年6月19日〕
制 定

改正 平成27年9月16日 平成28年3月31日
令和3年3月17日

(設置)

第1条 宮崎大学医学部附属病院（以下「本院」という。）に医師（歯科医師を含む。）の専門医研修を推進するために宮崎大学医学部附属病院専門医養成委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 専門医養成の在り方に関する事。
- (2) 専門医養成の広報に関する事。
- (3) 専門医養成の将来構想に関する事。
- (4) 専門医養成の情報収集と管理に関する事。
- (5) その他医師教育（卒後臨床研修を除く。）に関する事。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科長のうちから1人
 - (2) 卒後臨床研修センター副センター長
 - (3) 卒後臨床研修センター教員のうちから若干人
 - (4) 各診療科及び救命救急センターの教員のうちから各1人
 - (5) その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第1号に掲げる委員は、病院長が指名し、委嘱する。
- 3 第1項第3号に掲げる委員は、卒後臨床研修センター長が推薦し、病院長が委嘱する。
- 4 第1項第4号に掲げる委員は、診療科長又は救命救急センター長の推薦に基づき、病院長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第1項第3号及び第4号に掲げる委員の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は第3条第1項第1号の委員をもって充て、副委員長は委員長が指名する。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代行する。
- 4 委員長は、委員会において審議した結果を病院長に報告するものとする。

(会議)

第6条 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができないときは、その代理者を会議に出席させることができる。
- 3 議事は、出席委員（代理出席を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴取することができる。

(専門部会)

第8条 委員長は、必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の構成員及び部会長は、委員長が指名する。

(事務)

第9条 委員会の事務は医療人育成課において処理する。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成25年6月19日から施行する。
- 2 宮崎大学医学部附属病院専門医養成プログラム連絡会要項（平成22年3月17日制定）は、廃止する。
- 3 この規程の施行後、最初に委嘱される第3条第1項第1号、第3号及び第4号の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成26年3月31日までとする。

附 則

この規程は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。